

○豊後高田市公共下水道公共ます設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 80 号

(設置)

第 1 条 公共ますは、市が設置する。ただし、次条第 4 号に規定する場合にあっては、当該設置義務者において設置することができる。

(設置基準)

第 2 条 公共ますの設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同一人である建築物の所有者が所有し、及び使用し、又は占有する土地(隣接する 2 筆以上の当該土地を含み、隣接しないものを除く。)が 500 平方メートル(500 平方メートル未満の端数は 500 平方メートルとみなす。)ごとに 1 個とする。
- (2) 前号の規定(建築物所有者が異なる場合を含む。)にかかわらず、公共ますの間隔が 2 メートル以内となる場合は、できるだけ共同使用の公共ますとする。
- (3) 設置箇所が建築物の敷地でない場合は、同一人の所有する土地について前 2 号の規定を適用する。
- (4) 処理開始の公示後、1 つの土地が分割され、新たに所有し、及び使用し、若しくは占有する者が発生した場合において、その分割された土地に公共ますの設置が必要なとき、又はやむを得ない事情があると認められる場合にあっては、市長が必要と認める数

附 則

この告示は、公示の日から施行する。